

東南アジア流通の大動脈

「南部経済回路」 つばさ橋



ベトナム・カンボジア・タイ

横断 8日間



出発日:全て日曜日発

5/21, 6/18, 7/9, 8/20, 9/10

229,000円

上記料金は大人お一人様2名1室ご利用の旅行代金です

仙台空港発着

メコン川にかかる斜張橋「つばさ橋」(全長2200メートル)を視察(日本の政府開発援助ODAによる無償供与約120億円で完成し、これによりタイの首都バンコクからカンボジアを経てベトナム南部の商業都市ホーチミンに至る全長約900キロの「南部経済回廊」が結ばれた。



(写真はイメージ)

● 旅行企画・実施



観光庁長官登録旅行業第1546号
国際航空運送協会(IATA)公認代理店 日本旅行業協会(JATA)正会員
株式会社ワールドトラベル

〒984-0015 仙台市若林区卸町4-3-1
総合旅行業務取扱管理者: 加藤 重雄
TEL: 022-232-8051 FAX: 022-232-8085
www.world-travel.co.jp

旅行条件

参加人数	10名様以上
食事	朝6回・昼6回・夕7回(機内食を除く)
利用航空会社	アジアナ航空(エコノミークラス)
利用予定ホテル	【ホーチミン】: オスカー、ラマナ、パラゴン 【フノンベン】: フノンベン、ジュリアナ、グリーンパレス 【コムトム】: ゴールデンチェンラ 【シムリアップ】: スマイリング、ソマデビアン、リー、ケマラ ※同等クラス又はそれ以上
添乗員	仙台空港より、添乗員が同行いたします
1人部屋追加代金: 42,000円 (6泊)	
別途: 航空保険・空港税・燃料サーチャージ/ベトナム・カンボジアVISA申請料がかかります	

東南アジア流通の大動脈 「南部経済回路」 つばさ橋 開通記念企画 ベトナム・カンボジア・タイ横断8日間

日程	地名	現地時間	交通機関	スケジュール	食事		
					朝	昼	夕
1	仙台 ソウル ホーチミン	午後 夕方 夕刻	OZ151 OZ735 専用車	アジアナ航空にて、空路ソウル（仁川空港）へ。 乗り継いでホーチミンへ。 着後、ホテルへ。 【ホーチミン泊】	---	機内	機内
2	ホーチミン	終日	専用車	【ホーチミン市内観光】 ◎統一会堂、○ベントアイン市場散策、○サイゴン大教会、○中央郵便局、△人民委員会庁舎、○中華街、◎戦争証跡博物館、□民芸品店 昼食はベトナム名物麺フォーをご賞味ください 【ホーチミン泊】	ホテル	○	○
3	ホーチミン クチ モクバイ バベット プノンペン	終日	専用車	クチへ、ベトナム戦争時代に鉄の三角地帯と呼ばれ難攻不落だった○クチの地下トンネル、観光後、陸路モクバイへ 国境越え、カンボジア側バベットへ。メコン川にかかる斜張橋「つばさ橋」（全長2200メートル）を視察（日本の政府開発援助ODAによる無償供与約120億円で完成し、これによりタイの首都バンコクからカンボジアを経てベトナム南部の商業都市ホーチミンに至る、全長約900キロの「南部経済回廊」が結ばれた） 【プノンペン泊】	ホテル	○	○
4	プノンペン コンポトム	午前 午後	専用車	午前：◎王宮、◎銀寺、◎国立博物館見学 アンコール遺跡群を訪れる前に！カンボジア全国から出土した彫像などクメール芸術の粋を集めた国立博物館 午後：町の名前の由来にもなったプノンペンで最も歴史のある寺院○ワット・プノン、コンポトムへ 【コンポトム泊】	ホテル	○	○
5	コンポトム シュムリアップ	終日	専用車	アンコール王朝の成立前の7世紀に当時の真臘（イーシャナプラ）と呼ばれた国の王都として栄えていた古代都市サンボールプレイクック観光 観光後、シュムリアップへ 【シュムリアップ泊】	ホテル	○	○
6	シュムリアップ	終日	専用車	早朝、◎朝日に映えるアンコールワット鑑賞 午前：◎アンコールトム観光とショッピング（南大門、バイヨン寺院、パーブオン、象のテラス）ラテックス店とアンコールクッキーにてショッピング、 昼食後、ホテルにて休憩（ご休憩頂けない場合もあります）午後：◎アンコールワット観光（第一回廊、第二回廊、中央神殿）◎プノンバケンより夕日に映えるアンコールワット鑑賞（天候次第）夕食は、アプサラ舞踊ショーを鑑賞しながら 【シュムリアップ泊】	ホテル	○	○
7	シュムリアップ バンコク バンコク	国境通過 後約4h 夕刻	専用車	朝食後、バンコクへ向け出発、 カンボジアの国境ポイットへ、出国、タイ側アランヤプラテート 昼食後、バンコク市内、空港へ 【機中泊】	ホテル	○	○
8	ソウル 仙台	朝 午前	OZ152	乗り継いで、空路、帰国の途へ 到着後、解散となります ～お疲れ様でした～	機内	---	---

※上記スケジュールは現地交通事情などにより、一部変更が生じる場合があります。

■ご旅行条件（抜粋） 詳しい旅行条件を説明した書類をお渡しいたしますので事前にご確認の上お申し込み下さい。

●この書面は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面です。
旅行契約が成立したときは、同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。

■募集型企画旅行契約
この旅行は、株式会社ワールドトラベル（観光庁長官登録旅行業第1546号 以下「当社」といいます。）が企画し、実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」といいます。）と締結することになります。

■旅行の申し込みと旅行契約の成立
所定の旅行申込書に所定の事項を記入のうえ、お1人様につき下記の申込金を添えてお申し込みください。旅行契約は、当社が契約を承諾し、申込金を受領した時に成立します。申込金は旅行代金、取消金または違約料のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

■旅行代金に含まれないもの
前項に記載したもの以外は旅行代金に含まれません。その一部を例示します。
(1) 超過手荷物料金
(2) クリーニング代、電報・電話料、ホテルのボーイ・メイド等に対するチップ、その他追加飲食費等個人的性質の諸費用、各国航空税等
(3) 渡航手続関係諸費用
(4) 希望者のみ参加されるオプションツアー（別送料の小旅行）代金
(5) 日本国内の空港施設使用料
(6) 日本国内におけるご自宅から発着空港までの交通費、宿泊費
(7) 傷害・疾病に関する医療費等
(8) 海外旅行保険料（任意保険）

■旅行保証
(1) 当社は、パンフレットに記載した契約内容のうち、重要な変更が生じた場合、旅行代金の1%～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、募集型企画旅行契約につき15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときは、および免責項目にあたる場合は支払いません。詳しくはお問い合わせください。
(2) 当社は特別補償規定に定めるところにより、一定の補償金・見舞金を支払います。詳しくはお問い合わせ下さい。

■当社の責任および免責事項
当社は当社または手配代行者が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、損害発生の日から起算して二年以内に当社に対して通知があったときに限り、また、当社は手荷物について生じた損害については、損害発生の日から起算して二十一日以内に当社に対して通知があったときに限りお客様一名につき十五万円と限度（当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます）として賠償します。但し、次のような場合は原則として責任を負いません。天災、地震、戦乱、暴動、運送泊期間中の事故の発生、中止、官公署の命令、出入国規制、伝染病による隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等。

■お客様の交通
お客様の交通は当社が各手続を行われる時は、料金をいたしません。
口、お客様に自身が各手続を行われる時は、料金をいたしません。
各国査証代および予防接種料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・実費

区分	申込金（お1人様）
旅行代金が30万円以上	50,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円以上30万円未満	30,000円以上旅行代金まで
旅行代金が3万円未満	旅行代金まで

■旅行代金のお支払い方法
旅行代金は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目に当たる日より前にお支払いいただきます。以降のお申し込みの場合は、旅行開始日の当社が指定して表示した金額を言います。ただし各種追加・割引代金がある場合には、これを加・減算した額を言います。この額は申込金、取消料および変更補償金を算出する際の基準となります。

■旅行代金に含まれるもの
(1) 旅行日程に記載した航空機、船舶、鉄道、バス等利用運送機関の運賃・料金（記載のない限り、エコノミークラス利用）。
(2) 旅行日程に記載した宿泊料金・食料料金・観光料金（ガイド料・入場料）およびこれらに付随する税・サービス料金（パンフレット等に特に記載がない限り、2人部屋に2人ずつの宿泊を基準とします）。
(3) お1人様入場券1個の手荷物運搬料金（原則としてお1人様20kg以内）また一部の空港、駅、港、ホテルなどでポーターの人数が少ない場合や、いない等の理由によりお客様自身で運搬していただくことがあります。
(4) 近代行動中のチップ
(5) 添乗員付きコースの場合の同行に必要な諸費用
(6) 運送機関の課す付加運賃・料金（例：燃油サーチャージ）

渡航手続料金	
① 出入国登録簿を当社で作成するとき・・・・・・1人につき4,000円	
② 旅券申請書類の作成代行をするとき・・・・・・1人につき4,000円	
③ 各当該料金に合算して申し受けます。	
④ お客様に自身が各手続を行われる時は、料金をいたしません。	
⑤ 各国査証代および予防接種料金・・・・・・・・・・・・・・・・・・実費	

旅行契約の解除	
お客様は次の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、解除期日は、お客様がお申し込み箇所の営業日・営業時間内に解除する旨を申し出た日とします。	
旅行契約の解除期日	取消料（お1人様）
① 旅行開始日がピーク時（1）のとき、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目に当たる日から31日目に当たる日まで（②～④）に据ける場合を除く	旅行代金の10%
② 旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目に当たる日から31日目に当たる日まで（③・④）に据ける場合を除く	旅行代金の20%
③ 旅行開始日の前々日以降（④）に据ける場合を除く	旅行代金の50%
④ 旅行開始日の解除または無連絡不参加	旅行代金の100%

注：「ピーク時」とは、旅行開始日が12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで、および7月20日から8月31日までとします。

■基準日
この旅行条件は2017年4月1日現在の通貨・料金を基準としております。なお、旅行代金の変更について定める当社約款第13条の規定の適用に関しては、幅運賃制であるIT（包括旅行）運賃の適用を受ける旅行代金は、認可された幅の範囲内で航空運賃の増額または減額による旅行代金の変更はありません。

■その他
当社は、いかなる場合も旅行の再実施はいたしません。お申し込みの際とパスポート記載の名前が違う場合は、ご旅行に参加いただけないことがあります。正確なお名前でご契約をしていただきます。出発前に名前が訂正等のお申し出があった場合は、手配内容の変更を申し受けます。

旅行傷害保険加入のお勧め
病気、けがをした場合には多額の治療費、移送費などがかかることがあります。また、事故の場合は、加害者への賠償金請求や賠償金回収が困難な場合があります。これらの治療費、移送費、また死亡・後遺障害等を担保するため、お客様ご自身で十分な額の海外旅行傷害保険に加入されることをお勧めします。海外旅行傷害保険については、当社或いは販売店の係員にお問い合わせください。